

## 「市町村児童家庭相談等実情調査」結果概要

### 1 調査目的

平成16年改正児童福祉法施行後の、平成17年6月に全市町村を対象に実施された「市町村児童家庭相談業務調査」及び「要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワーク調査」の補完調査として、訪問による実情調査を実施。

### 2 訪問地

北海道【喜茂別町・大滝村】	ページ
(平成17年11月29日～30日実施) ······	P 3～6
山梨県【早川町・甲州市(旧大和村)】	
(平成17年12月6日～7日実施) ······	P 7～11
三重県【熊野市(旧紀和町)・志摩市】	
(平成17年12月5日～6日実施) ······	P 12～20
福岡県【中間市・稲築町】	
(平成17年12月1日～2日実施) ······	P 21～27

市町村児童家庭相談実情調査(総括表)

	北海道		山梨県		三重県		福岡県	
	喜茂別 町	大滝村	早川町	旧大和 村(甲州 市)	旧紀和 町(熊野 市)	志摩市	中間市	稻築町
概要								
人口	2,705	1,520	1,625	(約36千人)	(約22千人)	61,336	48,074	19,859
合併前人口(平成17年4月以降合併した自治体)	—	—	—	1,514	1,718	—	—	—
うち児童人口	337	195	120	224	147	9,885	7,252	3,224
児童割合	12.5%	12.8%	7.4%	14.8%	8.6%	16.1%	15.1%	16.2%
市町村合併の有無(過去1年間)	×	×	×	●	●	●	×	×
今後(17~18年度)の市町村合併の有無	×	●	×	×	×	×	×	●
主たる相談窓口について								
主たる相談窓口	住民福 祉課 (総括)	住民福 祉課	福祉保 健課	子育て 支援課	保健セ ンター	児童福 祉課(家 庭児童 相談室)	明るい 町づくり課	地域子 育て支 援セン ター
専任(正規)職員数	0	0	0	0	0	1	1	1
うち1名は有資格者である	—	—	—	—	—	●	●	●
兼任職員数	5	2	1	2	2	0	0	0
外部人材活用について	×	×	×	●	●	●	●	●
助言者								
助言者は児相職員				●	●	●	●	●
児相職員以外も含む				×	×	●	●	●
契約方法								
委嘱				×	×	●	●	×
相談処理について								
市町村→児相								
市町村と児相の役割分担基準の有無	×	×	×	×	●	●	×	×
虐待ケースについては全て児相に連絡	●	●	×	×	×	●	×	●
児相→市町村								
市町村と児相の役割分担基準の有無	×	×	×	×	×	●	×	×
受理会議等について								
市町村における相談処理までのフローチャートの有無	●	×	●	●	×	●	×	×
受理会議等の実施要綱等の有無	×	×	×	×	×	●	×	×
夜間・休日体制について								
夜間・休日対応を実施している	×	●	●	●	●	●	●	●
一義的な対応は児童相談所である	—	—	×	×	×	×	●	●
児童相談所でない場合の場所	—	消防署	役場	在宅介護セ ンター	保健セン ター	市役所	—	—
夜間・休日のフローチャートがある	—	—	●	×	●	●	●	●
夜間・休日の住民への広報の実施の有無	—	—	●	×	●	●	●	●
業務マニュアルについて								
作成済みである	×	×	×	×	●	×	×	×
配布先								
職場内のみ	—	—	—	—	●	—	—	—
市町村内の公立関係機関のみ	—	—	—	—	×	—	—	—
市町村内の民間関係機関まで	—	—	—	—	×	—	—	—
市町村外の関係機関(医療機関・児相等) まで	—	—	—	—	×	—	—	—
研修の受講状況について								
実施主体は道県(児童相談所)が一番多い	●	●	●	●	●	●	●	●
報告会等を実施している	●	●	●	●	●	●	×	×
復命書で報告	●	●	●	×	●	×	—	—
回覧又はメールによる情報提供	×	×	×	●	×	●	—	—
職員を集めての報告会の開催	×	×	×	×	×	×	—	—

※ 旧大和村及び旧紀和町については旧町村におけるデータを記載している

要保護児童対策地域協議会等実情調査(総括表)

	北海道		山梨県		三重県		福岡県	
	喜茂別町	大滝村	早川町	旧大和村(甲州市)	旧紀和町(熊野市)	志摩市	中間市	稻築町
地域協議会について								
設置の有無	●	×	●	×	×	●	●	×
他の市町村との共同設置の有無	×	—	×	—	—	×	×	—
1つの市町村に複数設置の有無	×	—	×	—	—	×	×	—
児童相談所の役割								
事業に関する情報収集	×	—	×	—	—	×	×	—
事業の重大度・緊急度の判断	×	—	×	—	—	●	×	—
援助方針の作成	×	—	●	—	—	●	×	—
家庭訪問その他個別援助活動の同行	×	—	×	—	—	●	●	—
一時保護・立入検査	×	—	×	—	—	●	●	—
運営が一握りの構成員の意見に左右されているか	×	—	×	—	—	×	×	—
コーディネーターの設置の有無	×	—	×	—	—	●	●	—
常勤職員数	—	—	—	—	—	1	1	—
非常勤職員数	—	—	—	—	—	0	3	—
守秘義務の変化の有無(改善=●、要改善=▲、無=—)	×	—	▲	—	—	●	×	—
虐待防止ネットワークについて								
設置の有無	—	●	—	×	×	—	—	●
他の市町村との共同設置の有無	—	×	—	—	—	—	—	×
1つの市町村に複数設置の有無	—	×	—	—	—	—	—	×
児童相談所の役割								
事業に関する情報収集	—	×	—	—	—	—	—	●
事業の重大度・緊急度の判断	—	×	—	—	—	—	—	●
援助方針の作成	—	×	—	—	—	—	—	●
家庭訪問その他個別援助活動の同行	—	×	—	—	—	—	—	●
一時保護・立入調査	—	×	—	—	—	—	—	●
運営が一握りの構成員の意見に左右されているか	—	×	—	—	—	—	—	×
地域協議会・虐待防止ネットワーク共通								
「発生予防」「早期発見」「保護・支援」のウエートの変化の有無	×	×	×	—	—	●	●	×
児童虐待防止以外の取組の有無	●	×	●	—	—	●	●	●

※ 旧大和村及び旧紀和町については旧町村におけるデータを記載している

## 北海道（喜茂別町）

### 町の概要

喜茂別町は、北海道の南西部、札幌市から車で90分ほどの所。基幹産業は、馬鈴薯を中心とした畑作農業地域。人口約2千700人、児童人口は260人程度、毎年の出生児数は20人弱、高齢化率は30%を超えており、高齢化率は30%を超えている。

また、役場の一般職員は64人の小さな町である。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

喜茂別町の場合、主たる相談窓口を1か所とはせず、住民福祉課、健康福祉課、教育委員会、保育所（地域子育て支援センター）がそれぞれの機能を活かして相談に対応しており、住民福祉課が必要に応じてとりまとめを行っている。

役場に、相談者が来所する場合には、総合相談窓口が設置されており、ここの部署が適切に振り分けを行う予定。（行政が介入するような相談は何年もない。）

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

児童家庭相談が発生した場合には、住民福祉課の係長、健康推進課の保健師が対応の中心になる。いずれの職員も他の業務を兼務している。

#### ○ 外部人材の活用

児童相談所のバックアップ体制が組まれていることから、必要なときには援助を受けることとしている。

#### ○ 相談処理件数について

毎年生まれる新生児は、20人弱であり、全ての新生児宅に保健師が訪問して発育状況等を確認しており、乳幼児健診についても100%の受診である。また民生委員などを中心とした地域のコミュニティーや、就学前の何年かはすべての幼児が保育園に所属している（町には幼稚園はない）ことなどによって、子育て家庭の状況は、細かく把握されており、相談に至るケースはない。

#### ○ 受理会議、ケース会議について

相談の処理基準は、粗い内容のものが策定されているが、実際の受理ケースがなく、開催されていない。

#### ○ 夜間・休日の対応について

体制は組まれていないが、村民が役場の職員の自宅の電話番号を承知しており、必要ならば電話が入ることとなる。

- 業務マニュアルについて  
独自のものは作成していない。道が作成中。
- 研修の受講状況について  
児童相談所が実施した研修会及び保育連絡協議会が実施した児童虐待に関する研修会に、担当事務職、保健師、保育士が参加。
- 道からの支援について  
道から得られる支援のメリットは、
  - ①適切な判断が得られる。
  - ②訪問調査が出来る。町からの関わりが拒否されるようなケースでも児童相談所の職員と一緒に訪問調査へ行くと、相手も大事と捉えて話をちゃんと聞いてくれる。
  - ③指導により安心して相談対応が出来る。
- 児童家庭相談を実施するまでの困難点について  
様々な業務が市町村に降りてきて手一杯の状況。専任職員の配置が望まれる。  
しかし、事案がないため専門職員が認められない。

#### 【要保護児童対策地域協議会調査】

- 地域協議会の設置状況について  
地域協議会は、14年11月に不登校児童への取組を促進するために組織した「児童福祉対策連絡会議」を発展させ、17年4月1日から設置されている。  
協議会は、代表者会議とケース検討会の2層構造になっており、事務局は、住民福祉課が担っている。これまでに、設立会議を開催しただけで、以後の予定は定まっていない。

## 北海道（大滝村）

### 町の概要

大滝村は、北海道の南西部、千歳市から車で90分ほどの所。基幹産業は、長芋の栽培、キノコ栽培などの農業、畜産の他、温泉ホテル、温泉病院、身体障害者施設、知的障害者施設が誘致されている。人口約1千500人（うち施設に入所する者で住民登録をしている者が250人程度）、児童人口は195人、毎年の出生児数は10人程度、高齢化率は28%を超えていている。

また、役場の一般職員は50人の小さな村である。

なお、来年の3月に伊達市と飛び地合併が行われる。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

大滝村の場合、相談窓口を住民福祉課に置き、対応している。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

担当職員は、住民福祉課の補佐、係長、及び保健師が対応の中心になる。いずれの職員も他の業務を兼務している。

#### ○ 外部人材の活用

児童相談所のバックアップ体制が組まれていることから、必要なときには援助を受けることとしている。

また保健師が対応困難ケースを把握した場合、児童相談所ではなく、まず道保健所に相談する場合が多い。

#### ○ 相談処理件数について

毎年生まれる新生児は、10人弱であり、全ての新生児宅に保健師が2回から3回訪問して発育状況等を確認しており、乳幼児健診についても100%の受診である。また民生委員などを中心としたコミュニティーにおいて、子育て家庭の状況は、細かく把握されており、相談に至るケースはほとんどない。

しかし、転入してきた家庭で、問題が発生して児童を保護するケースが発生している。このケースは、現在、児童相談所が中心となって対応しているが、緊急ケースの対応に慣れていないことなどから、関係機関と役場および役場と児童相談所の連絡体制において、スムーズな連携が図られなかつた経過も見受けられた。

#### ○ 受理会議、ケース会議について

なし。

- 夜間・休日の対応について  
役場が、宿日直体制が敷かれており、必要に応じて担当者に電話が入ることとなる。  
(休日昼間は役場職員、夜間は消防による当直体制)
- 業務マニュアルについて  
独自のものは作成していない。道が作成中。
- 研修の受講状況について  
児童相談所が実施した研修会に、課長補佐が参加。相談対応に関するロールプレイを体験することで児童相談所における対応の流れが理解でき、スキルアップができた。
- 道からの支援について  
児童相談所から専門的な助言が得られる。
- 児童家庭相談を実施する上での困難点について  
専門性のある専任職員の配置が望まれる。  
今後、伊達市と合併予定であるため、合併後において課題の解消について検討したい。

#### 【要保護児童対策地域協議会調査】

- 地域協議会の設置状況について  
地域協議会は、未設置であるが平成16年2月に「児童虐待防止対策連絡チーム」を設置しており、伊達市との合併により伊達市の地域協議会に組み入れられる。  
ただし、合併後も児童虐待防止対策連絡チームを存続させる予定。  
児童虐待防止対策連絡チームは、児童虐待に関する社会的関心の高まりに合わせ、平成14年に民生委員が小中学校を訪問して連携を図ったことがきっかけとなっており、村と民児協が協力して設置した。

## 山梨県（早川町）

### 町の概要

早川町は、山梨県の南西の端、静岡県との県境に位置している。『日本の屋根』と呼ばれる南アルプス白根山系と櫛形山系に囲まれた山間の町。東西に 18km、南北に 37km、総面積は約 370km<sup>2</sup> という県内一の広大な土地を持つが、その内の 96%は山地で、広さとは裏腹に人口は 1600 人余り。人口推移予測によれば、20 年後にはさらに半分以下になってしまうとも言われている過疎の町。児童人口は 150 人程度、毎年の出生児数は 7 ~ 8 人、高齢化率は 48 %を超える、役場の一般職員は 70 人。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

早川町の場合、相談窓口を福祉保健課に置き、対応している。

今般の児童福祉法の改正により、児童家庭問題に対して町が主体的に関わりを持たなければならないので、不登校などにも学校と協力して対応できることを評価されていた。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

担当職員は、窓口担当として指名された 1 名の保健師を中心に、課長以下 7 名が他の業務を兼務しつつ対応している。

#### ○ 外部人材の活用

児童相談所のバックアップ体制が組まれていることから、必要なときには援助を受けることとしている。このため、それ以外の外部人材の活用は予定されていない。

#### ○ 相談処理件数について

毎年生まれる新生児は、7 ~ 8 人であり、全ての新生児宅に 3 回訪問して発育状況等を確認している。また、小さな町なので家庭の情報は入りやすく、相談に至るケースはほとんどない。虐待と見られる事例も 7 年前に 1 件発生した程度。

新生児に対して母子保健活動においてきめ細かく対応しており、里帰り分娩についても保健師が対応している。

#### ○ 受理会議、ケース会議について

協議会の招集も含めた、対応のチャートを作成している。

#### ○ 夜間・休日の対応について

役場に、宿日直体制が敷かれており、必要に応じて担当者に電話が入ることとなる。土・日・祝祭日・夜間における町役場の連絡先が町の広報誌を通じて住民に周知されている。

- 業務マニュアルについて  
独自のものは作成していない。本年11月に県が作成し、関係機関に配布。
- 研修の受講状況について  
児童相談所が、面接技術を中心とした研修会を実施しており、保健師が参加。  
また、地方振興局が、改正児童福祉法の内容など制度面に関する研修を実施し、課長が参加している。
- 県からの支援について  
当面、市町村が相談を受けた場合、継続指導が必要なケースについては児童相談所が一緒に対応することとしている
- 児童家庭相談を実施する上での困難点について  
対応事例がないので、具体的に事例を想定した職場内でのそれぞれの職員の役割、協議会内のそれぞれの機関の役割を明確にすることが難しい。

#### 【要保護児童対策地域協議会調査】

- 地域協議会の設置状況について  
地域協議会は、平成17年3月に「要保護児童対策地域協議会」を設置したが、設立会議を行ったのみで、定例化されていない。協議会は、代表者会議、実務者会議の2層構造としているが、対応事例が発生した場合には隨時担当者を招集することとしている。
- 地域協議会の関係機関等について  
事案が発生した時に実質的な対応ができる機関・者で構成させるという考え方で構成員が定められている。人口の少ないとから町内に医師がない等、地域の資源に制約があるという点も指摘された。
- 地域協議会設置によるメリットと活動上の困難点について  
協議会の設置により、養護教員や保健師が抱え込むことが避けられ、精神的負担が軽減されたというメリットが指摘された。  
また、当町は小さな町であることから関係機関の職員数も少なく、同じ委員が様々な会議に重複して出席せざるを得ないことや協議会で受理するケースかどうかの判断基準が曖昧であるなどの困難点が指摘された。さらに、小さな町で町民が顔見知りであることから、協議会に守秘義務が係っているものの多くの関係者が事実を知ることとなり、公然の秘密になってしまう虞がある。

## 山梨県（甲州市）

### 町の概要

甲州市は、本年11月1日に塩山市、勝沼町、大和村の合併により誕生した市である。本市は、人口3万6千人、児童人口6千人、高齢者比率は27.4%、市の職員は、正規職員だけでも440人を超え、その他に非常勤職員が多数雇用されている。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

甲州市は、主たる相談窓口を市役所の子育て支援課におくとともに、旧勝沼町と旧大和村に置かれた地域総合局の市民福祉課においても相談を受け付ける体制を取っている。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

本庁の子育て支援課においては、家庭相談員1名と保健師4名があり、保健師は母子保健事業のかたわら児童家庭相談に対応することとなっている。

また、地域総合局の市民福祉課では、課員が事務のかたわら相談に対応することとなっている。

なお、家庭相談員は、非常勤で1名しか配置していないので、増員等を検討中。

#### ○ 外部人材の活用

児童相談所のバックアップ体制が組まれていることから、必要なときには援助を受けることとしている。

相談活動に関する外部人材の活用ではないが、市が開催する発達相談会にフリーの臨床心理士を雇い上げて配置している。

#### ○ 相談処理件数について

毎年生まれる新生児は、300人程度であり、妊娠届けを受理した後、妊娠中に2回家庭訪問を実施、出生届けを受理した後、全ての新生児宅を少なくとも2回は訪問して発育状況等を確認している。

また、必要に応じて家庭訪問事業による育児支援や家事支援を行う体制を取っており、重篤化する前に対応している。

合併して間もないこともあり、相談件数は整理されていない。

#### ○ 受理会議、ケース会議について

相談の処理基準は、作成されておらず、事例も発生していないので開催されていない。

○ 夜間・休日の対応について

市役所に宿・日直者がおり、緊急の場合には、担当課に連絡を入れることとなっている。

また、継続ケースは、クライアントが家庭相談員の自宅の電話番号を知っており、時間外でも相談している。(ボランティア)

なお、旧大和村では、保健師が在宅介護支援センターの業務で携帯を所持していたので、緊急時にはこれを活用することが考えられていた。

○ 業務マニュアルについて

独自のものは作成していない。本年11月に県が作成し、関係機関に配布。

○ 研修の受講状況について

児童相談所が、面接技術を中心とした研修会を実施しており、保健師が参加。

また、地方振興局が、改正児童福祉法の内容など制度面に関する研修を実施し、課長が参加している。

この他、保健所が児童虐待に関する内容の研修会を開催しており、保健師が受講している。

○ 県からの支援について

当面、市町村が相談を受けた場合、継続指導が必要なケースについては児童相談所が一緒に対応することとしている。なお、児童相談所の地区担当CWの判断により、今春からの制度改正を見越して、具体的事例への対応に当たっては、市町村と一緒に動き、ノウハウを伝えていくような活動を早期に開始してきたとのこと。

○ 児童家庭相談を実施する上での困難点について

児童家庭相談を主体的に実施するには、人員増や専門職員の配置などの課題があり、合併によるメリットを生かして人員の確保を図ることや、専門性の向上を図るために研修を積極的に受講したいとの意向がある。

【要保護児童対策地域協議会調査】

○ 地域協議会の設置状況について

地域協議会の設置について合併直前に要綱案も作成して準備を進めていたが、一時中断した。しかしながら、年度内には設置できるよう準備を進めていくこととされている。その際、協議会の事務局は本庁の子育て支援課で1本化するが、具体的事例への対応は合併前の自治体の区域に設置された3つの地域総合局においても担当することが想定されている。

○ 地域協議会の関係機関等について

市町村合併の直後なので、代表者会議の構成員となる関係機関の選定が当面困難とのことだが、ゆくゆくは解決すること。また、地域協議会のコーディネーターの設置は必要と考えるが、具体的にどのような人を充てるかは想定されていない。

## 三重県（熊野市（旧紀和町））

### 町の概要

紀和町は、人口1,718人 [H17.4.1 現在]で、この内、児童人口は147人（内、就学前児童は58人）である。全国第2位の高齢化率（52%）を有する山間の町である。

なお、平成17年11月1日に熊野市として合併している。

合併により、児童家庭相談は福祉事務所が担当し、育児相談は保健担当部署が担うこととなった。

ただし、紀和保健センターにおいては、合併前と同様に、児童家庭相談も育児相談も担当している。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

相談窓口は紀和町保健センターとなっており、主管は児童福祉・母子保健の統合課である。

平成14年4月にオープンしたセンターの建物は、明るいイメージで、利用しやすい場所に設置されており、健康増進室、機能回復訓練室、保健指導室、相談室、調理室等を有している。

相談窓口を保健センターにした理由としては、以前から保健センターの保健師が子育て相談を行っていたことや母子保健事業を行っていたため、妊娠期から乳幼児期までの情報を保健師が入手していることにより、母親の状態を含めた家庭の状況を把握でき、虐待の可能性が高い家庭に対して適切な時期に支援が行えることによる。

高齢化の高い町であるが、医療費は少額となっており（国民健康保険財政は例年黒字）、これを裏打ちするように健康づくりや予防医療に熱心である。

児童相談会や乳児・幼児健診、子育てサークル等の母子保健サービスの取り組みも積極的に行われている。

- ・児童相談会  
　毎月1回実施
- ・母子保健サービス  
　健診、相談、子育てサークルのメニューを毎月実施

## ○ 主たる相談窓口の担当職員

兼任（正規）の職員が2名配置されている。

内、1名は保健師と精神保健福祉士の有資格者、1名は保育所担当の一般行政職となっている。

保健師が担当することにより母子保健事業と一体となった対応が可能であり、保育所担当職員が担当することにより、町内の保育所と一体となって児童虐待に対応することができる。（町内に幼稚園はなく公立の保育所のみであり、保育所職員は全て福祉課の職員で同一課に所属するため、情報の共有化が図られやすい。）

児童家庭相談業務は全業務量の2～3割程度とのことであるが、家庭訪問や児童相談所等の関係機関に出向くことが多くなったため、業務量は増加したとのことである。

## ○ 外部人材の活用

月1回行われる育児相談に、紀州児童相談所の児童心理司に参加してもらい、相談の進め方やノウハウについて学んでいる。保育担当の行政職員にとって非常に役立つことが多いとのことである。

## ○ 相談処理件数について

平成17年4月～5月の処理状況は12件であり、いずれも助言指導となっている。

町と児童相談所の役割分担の基準となるものについては、国から示された一時保護決定に向けてのアセスメントシートを活用して、児童相談所に通告すべきかどうかを判断している。

児童相談所に通告すべきか否かについては、関係者（課長、診療所医師、保育所の保育士、精神保健担当者、警察の駐在員等）がケースに応じて協議して判断している。

場合によっては、町長が加わる場合もある。

## ○ 受理会議、ケース検討会議について

相談処理までの基準やフローチャート、要綱といったものはない。

4月～10月までに受理会議を2回（いずれも虐待ケース）、ケース検討会議については14回行われた。ただし、紀和町では、成人から児童まで、三障害や介護保険も含めてケース検討を行っている。

会議の開催については、必要な都度、関係者に対して電話連絡等を行い開催している。

## ○ 夜間・休日の対応について

保健グループと福祉グループ各々に待機順番が決められており、役場の当直から各々の業務携帯に連絡が入る仕組みになっている。（常に2名体制）

24時間体制での対応が可能となった反面、担当職員の心理的負担が大きいとのことである。これまでの実績として問題ケースが2ケースあり、複数回の連絡が携帯電話になされた。